

MY企業年金通信

区分	DB	DC	その他
内容	法令等	制度	運用 その他
必須ご対応 事項(※)	あり		なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

財政悪化リスク相当額算定用の特別算定方法の見直しについて (DB規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の 安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件 (令和元年厚生労働省告示第211号)及び関連する通知)

※当資料での略号:

確定給付企業年金＝DB、確定拠出年金＝DC、確定給付企業年金法＝DB法、確定給付企業年金法施行規則＝DB規則

DB規則第43条第2項第1号の厚生労働大臣が定める率＝下限予定利率

告示「確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する

通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法」＝リスク算定告示

リスク算定告示第2条第1項に規定する算定方法＝標準算定方法

リスク算定告示の別表の上欄に掲げるリスク係数が定められている資産＝リスク係数のある資産

リスク係数のある資産以外の資産＝その他の資産

通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」

(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)＝承認認可通知

2020年1月

◆令和元年12月27日付でリスク算定告示を改正する告示が公布及び関係通知が発出(注)され、財政悪化リスク相当額算定用の特別算定方法に「厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法」が新設されました。

■財政悪化リスク相当額算定用の特別算定方法に厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法を新設

○改正概要 : リスク分担型企業年金でないDBの財政悪化リスク相当額を算定する場合の特別算定方法のうちこれまで承認実績があるものの中である程度確立されたものについて、厚生労働大臣の承認を不要に改正

	改正	現行
算定方法	標準算定方法(厚生労働大臣の承認不要)	標準算定方法(厚生労働大臣の承認不要)
	厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法 新設	特別算定方法(厚生労働大臣の承認必要)
	特別算定方法(厚生労働大臣の承認必要)	

○適用期日 : 令和元年12月27日から適用。令和元年12月27日前に既に特別算定方法の申請を行っている場合は、改正前のリスク算定告示の例による。

(注)告示については10ページ、通知については21、28ページをご参照ください
この改正に関するパブリックコメントの結果も公示されています

告示 : <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190251&Mode=2>

通知 : <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190284&Mode=2>

財政悪化リスク相当額算定用の特別算定方法の見直し(2)

・厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法は、リスク分担型企業年金でないDBで、次の(1)又は(2)に該当する場合

(1) 次の①又は②の方法により価格変動リスク(注1)を算定し、それを財政悪化リスク相当額とする場合

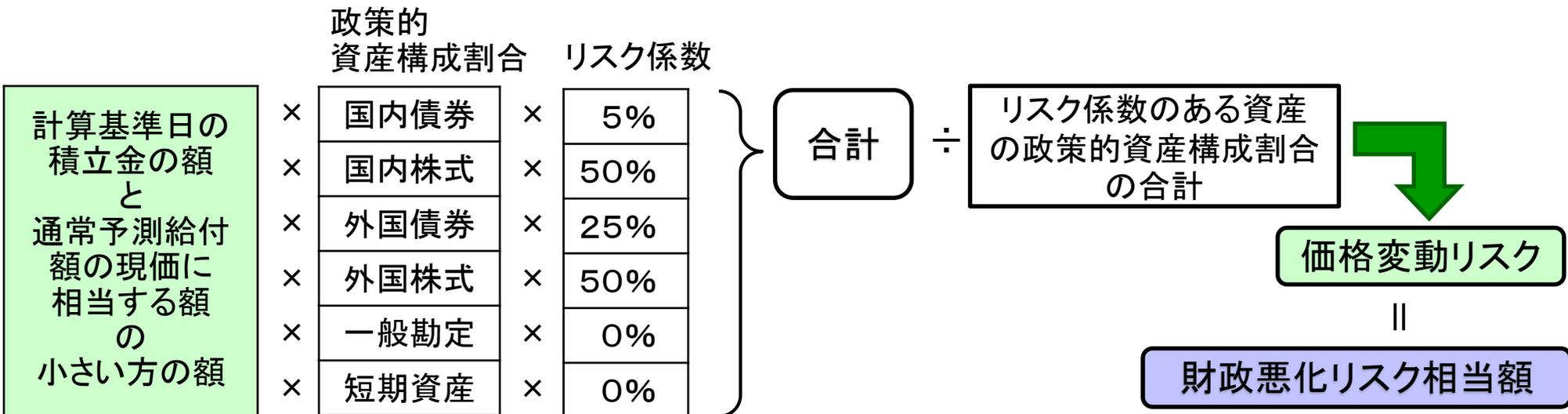
- ① 「計算基準日の積立金の額(注2) × リスク係数のある資産ごとの政策的資産構成割合(注3) × リスク係数のある資産ごとのリスク係数」の合計
 ÷ リスク係数のある資産の政策的資産構成割合の合計

ただし、政策的資産構成割合で定めるその他の資産の割合が20%以上の場合を除く。

(注1) 資産の価格変動により積立金の額が低下する危険

(注2) 積立金の額が通常予測給付額の現価に相当する額を上回る場合は、通常予測給付額の現価に相当する額

(注3) 財政悪化リスク相当額算定時に有効なものを基本とする。ただし、見直しを予定している場合には、見直し後を用いることも可能。



(1) 次の①又は②の方法により価格変動リスクを算定し、それを財政悪化リスク相当額とする場合(つづき)

② 計算基準日以後に運用環境変化により資産価格が変動する以外の理由(注4)により積立金の額が増減する場合に、計算基準日の積立金の額に増減する積立金の額を加減算し、標準算定方法又は上記①に準じて価格変動リスクを合理的に算定する方法(注5)。

ただし、標準算定方法に準じて算定する場合は積立金に占めるその他の資産の割合が20%以上の場合を除き、上記①に準じて算定する場合は政策的資産構成割合で定めるその他の資産の割合が20%以上の場合を除く。

(注4) 理由の詳細については特別算定方法に係る留意事項(3)(7ページ)をご参照ください。

(注5) 積立金の増減を見込まずに標準算定方法又は上記①の方法に基づき算定された額に対して、増減前後の積立金の比率を乗じることにより財政悪化リスク相当額を算定する方法を含みます。

また、合理的に算定する方法の例として次のようなものが挙げられます。

・規約型企業年金の統合や企業年金基金の合併で、統合・合併後の制度の資産の額が統合・合併前の各制度の資産の額の合計と一致する場合に、統合・合併前の各制度の計算基準日の資産ごとの額を単純合計したものを統合・合併後の資産ごとの額として、標準算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法(その他の資産の割合も単純合計後で判定)

・「(計算基準日の積立金の額+受換する積立金の額)

×計算基準日における受換前のリスク係数のある資産ごとの資産構成割合」を計算基準日におけるリスク係数のある資産ごとの額とみなして、標準算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法(その他の資産の割合は計算基準日における受換前の資産構成割合で判定)

・「計算基準日のリスク係数のある資産ごとの額+受換するリスク係数のある資産ごとの額」を計算基準日におけるリスク係数のある資産ごとの額とみなして、標準算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法(その他の資産の割合も加算後で判定)

(2) 次の①の方法により価格変動リスクを、次の②の方法により負債変動リスク(注6)を算定し、両者の合計額を財政悪化リスク相当額とする場合

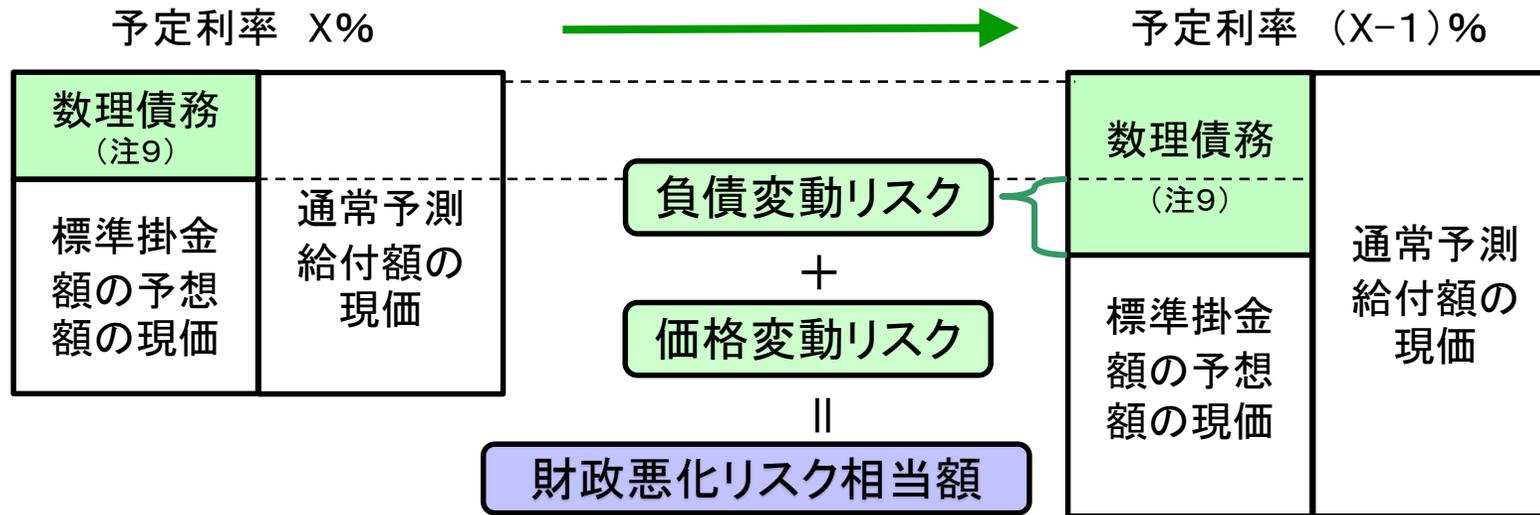
① 次のア又はイの方法により価格変動リスクを算定する方法

ア. 標準算定方法。ただし、積立金に占めるその他の資産の割合が20%以上の場合を除く。

イ. 上記(1)に定める算定方法(ただし書も含めて適用)

② 予定利率が1%低下した場合(注7)の計算基準日の通常予測給付額の現価に相当する額の増加額

－ 予定利率が1%低下した場合の計算基準日の標準掛金額(注8)の予想額の現価に相当する額の増加額



(注6) 基礎率と実績が乖離することに伴い負債が変動する危険

(注7) 1%低下したとした場合の予定利率が下限予定利率を下回る場合は、予定利率が下限予定利率に低下した場合

(注8) 過去勤務債務の額がある場合は、特別掛金額を含めることも可能

(注9) 過去勤務債務の額がある場合は、数理債務から特別掛金収入現価を控除することも可能

特別算定方法に係る留意事項(1)

- ・特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定する場合には、厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法を除き、厚生労働大臣の承認(以下「特別算定方法の承認」という。)を受けることが必要
また、厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法も、リスク算定告示第3条第4項の要件を満たすことが必要
- ・特別算定方法の承認の際のリスク算定告示第3条第4項の要件について、次の事項を満たすものであること
 - (1)通常予測給付額の現価に相当する額(リスク分担型企業年金の場合は、調整前給付現価相当額)から掛金の額の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額の20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額を算定するものであること(算定方法に合理性を示す根拠を付すこと)
 - (2)価格変動リスクを考慮するものであり、負債変動リスクについて以下の条件を満たすものであること
 - ①リスク分担型企業年金にあつては、少なくとも予定利率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険(以下「予定利率低下リスク」という。)が考慮されていること
 - ②予定利率低下リスクを考慮する場合における予定利率の低下幅は1%(下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅)を基本とし、それ以外を用いる場合には合理的な理由が付されていること
 - (3)信頼できるデータ、情報及び手法として以下の条件を満たすものであること
 - ①単年度データなどの短期的な情報に基づくものでなく、原則20年程度以上の十分な期間にわたる数値を用いることを基本とし、それよりも短い期間のデータを用いる場合には合理的な理由が付されていること
 - ②過去の実績データの利用を原則とし、実績データ以外の情報を用いる場合には合理的な理由及び当該データの信頼性を確認できる根拠が示されていること

- ・リスク算定告示第3条第1項第1号イに掲げる厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法は、リスク分担型企业年金でないDBにおいて以下の事項を満たす必要があること
 - (1) 価格変動リスクを計算基準日時点の積立金の資産構成割合ではなく、政策的資産構成割合に基づき算定すること
 - (2) 算定に用いる政策的資産構成割合は、基本的には財政悪化リスク相当額を算定する時点で有効な政策的資産構成割合を使用すること
ただし、政策的資産構成割合の見直しを予定している場合は、見直し後の政策的資産構成割合を用いることも可能であること
 - (3) 政策的資産構成割合で定めるその他の資産の割合が2割以上でないこと

特別算定方法に係る留意事項(3)

・リスク算定告示第3条第1項第1号ロに掲げる厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法は、リスク分担型企業年金でないDBにおいて以下の事項を満たす必要があること

(1)運用環境の変化により資産の価格が変動する以外の理由により積立金の額に増減が生じる場合に、その積立金の増減を勘案して財政悪化リスク相当額を算定するものであること(注1)

(2)運用環境の変化により資産の価格が変動する以外の理由は次の場合であること

- ①規約型企業年金の統合
- ②規約型企業年金の分割
- ③企業年金基金の合併
- ④企業年金基金の分割
- ⑤実施事業所の増減
- ⑥実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他のDBへの移転又は他のDBからの承継
- ⑦存続厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の承継
- ⑧規約型企業年金から企業年金基金への移行の場合の権利義務の承継又は移転
- ⑨企業年金基金から規約型企業年金への移行の場合の権利義務の承継又は移転
- ⑩脱退一時金相当額の他のDB若しくは存続厚生年金基金への移換又は他のDB若しくは存続厚生年金基金からの受換
- ⑪積立金の一部のDCへの移換
- ⑫脱退一時金相当額のDCへの移換
- ⑬積立金の一部の独立行政法人勤労者退職金共済機構への移換
- ⑭DC又は独立行政法人勤労者退職金共済機構からの資産の受換
- ⑮中途脱退者に係る脱退一時金相当額の企業年金連合会又は存続連合会への移換
- ⑯存続厚生年金基金からの残余財産の受換

(3)積立金の増減を勘案した後の積立金のその他の資産の積立金に占める割合が2割以上でないこと(注2)

(注1)積立金の増減を見込まずに標準算定方法又はリスク算定告示第3条第1項第1号イの規定に基づき算定された額に、増減前後の積立金の比率を乗ずることにより財政悪化リスク相当額を算定する方法は含まれる

(注2)リスク算定告示第3条第1項第1号イに準じる場合は、政策的資産構成割合で定めるその他の資産の割合が2割以上でないこと

特別算定方法に係る留意事項(4)

- ・リスク算定告示第3条第2項に掲げる厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法は、リスク分担型企業年金でないDBにおいて以下の事項を満たす必要があること
 - (1)負債変動リスクを予定利率が1%(下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅)低下した場合の数理債務(過去勤務債務がある場合は、特別掛金収入現価を控除することも可能)の増加額として算定すること
 - (2)価格変動リスク(注)に上記(1)の増加額を加算するものであること
- ・特別算定方法の内容を変更する場合には、厚生労働大臣の承認(以下「特別算定方法の変更承認」という。)が必要であること
ただし、変更後の特別算定方法の内容が厚生労働大臣の承認不要の特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定するものである場合は、特別算定方法の変更承認は不要であること
なお、特別算定方法(厚生労働大臣の承認不要の特別算定方法を含む)を標準算定方法に変更するときは、あらかじめ特別算定方法に係る承認申請書類等において当該特別算定方法を使用する期間を限る旨及びその理由を記載している場合を除き、特別算定方法の使用を中止する旨及びその理由を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること

(注)価格変動リスクは、標準算定方法又はリスク算定告示第3条第1項第1号に基づき算定されるものであること
(標準算定方法(準じる場合を含む)の場合は積立金に占めるその他の資産の割合が、それ以外の場合は政策的資産構成割合で定めるその他の資産の割合が2割以上の場合は除く)

特別算定方法に係る留意事項(5)

- ・年金数理人から現在使用している特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不適當である旨の所見を付された場合には、当該所見の内容に応じて速やかに、事業主等は、特別算定方法の内容が適當となるよう変更する又は特別算定方法の使用を中止すること(注)。
- ・厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法では、様式A11又は様式B11(特別算定承認申請書)の提出は不要となるため、様式C3-ウ(掛金計算基礎(掛金の計算の基礎を示した書類))又はC4-ウ(掛金計算基礎(財政再計算報告書))に次の事項を記載することが必要
 - (1) 財政悪化リスク相当額の算定方法の概要
 - (2) 財政悪化リスク相当額の計算過程
 - (3) 厚生労働大臣の承認不要な特別算定方法である旨

(注)例えば、年金数理人が次回の財政再計算までに特別算定方法の内容を変更する必要がある旨の所見を付した場合は、事業主等は、当該財政再計算までに特別算定方法の内容が適當となるよう変更する又は特別算定方法の使用を中止する必要がある

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
リスク算定告示 第1条 （赤字が改正部分）	定義	
	改正後	改正前
	<p><u>四 平成25年改正法 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)をいう。</u></p> <p><u>五 改正前DB法 平成25年改正法第2条の規定による改正前のDB法をいう。</u></p> <p><u>六～十三</u></p> <p><u>十四 特別算定方法 財政悪化リスク相当額の算定方法として、DBを実施する事業主等が、DBの積立金の運用、基礎率その他の事情を勘案して自ら定める方法をいう。</u></p> <p><u>十五 価格変動リスク 資産の価格変動により積立金の額が低下する危険をいう。</u></p> <p><u>十六 負債変動リスク 基礎率と実績が乖離することに伴い負債が変動する危険をいう。</u></p> <p><u>十七 存続厚生年金基金 平成25年改正法附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金をいう。</u></p> <p><u>十八 規約型企業年金 DB法第74条第1項に規定する規約型企業年金をいう。</u></p> <p><u>十九 企業年金基金 DB法第2条第4項に規定する企業年金基金をいう。</u></p> <p><u>二十 脱退一時金相当額 DB法第81条の2第1項及び改正前DB法第115条の3第1項に規定する脱退一時金相当額をいう。</u></p> <p><u>二十一 解約手当金相当額 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160条)第17条第1項又は同法第31条の4第1項に規定する解約手当金に相当する額をいう。</u></p> <p><u>二十二 残余財産 平成25年改正法附則第35条第1項に規定する残余財産をいう。</u></p> <p><u>二十三 個人別管理資産 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第12項に規定する個人別管理資産をいう。</u></p>	<p><u>四～十一</u></p>

(注)リスク算定告示を改正する告示

DB規則第四十三条第一項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件
 (令和元年厚生労働省告示第211号)

<https://kanpou.npb.go.jp/20191227/20191227g00195/20191227g001950177f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
リスク算定告示 第2条 （赤字が改正部分）	財政悪化リスク相当額の算定方法	
	改正後	改正前
	<p> 財政悪化リスク相当額は、次の各号に掲げるDBの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。 一 リスク分担型企业年金でないDB 価格変動リスクとして、計算基準日における積立金の資産のうちの特表の上欄に掲げる資産の額に、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合計額に、計算基準日における積立金の額（積立金の額が通常予測給付額（DB規則第4条第3項に規定する通常予測給付額をいう。以下同じ。）の現価に相当する額を上回る場合は、当該通常予測給付額の現価に相当する額）を同表の上欄に掲げる資産の額の合計額で除して得た率を乗じた額 二 リスク分担型企业年金 次のイに掲げる価格変動リスク及びロに掲げる負債変動リスクの合計額 イ（略） </p>	<p> 財政悪化リスク相当額は、次の各号に掲げるDBの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した額とする。 一 リスク分担型企业年金でないDB 積立金の資産のうちの特表の上欄に掲げる資産の額に、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額の合計額に、 積立金の額（積立金の額が通常予測給付額（DB規則第4条第3項に規定する通常予測給付額をいう。以下同じ。）の現価に相当する額を上回る場合は、当該通常予測給付額の現価に相当する額）を同表の上欄に掲げる資産の額の合計額で除して得た率を乗じた額 二 リスク分担型企业年金 次のイ 及びロに掲げる額 の合計額 イ（略） </p>

該当法令	改正内容	
リスク算定告示 第2条 （赤字が改正部分）	財政悪化リスク相当額の算定方法	
	改正後	改正前
	<p> □ 次の(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額 （当該額が0を下回る場合は、0とする。） (1) 予定利率が1.0%低下したとした場合の定常状態における調整前給付額(DB規則第25条第4号に規定する調整前給付額をいう。)の通常の見積りに基づく予想額の現価に相当する額(次条第4項第1号において「調整前給付現価相当額」という。)の増加額(1.0%低下したとした場合の予定利率がDB規則第43条第2項第1号ただし書の率を下回る場合は、当該率を予定利率とみなして算定したことにより増加する額とする。(2)において同じ。) (2) 予定利率が1.0%低下したとした場合の定常状態におけるリスク分担型企業年金掛金額(DB規則第45条第4項に規定するリスク分担型企業年金掛金額をいう。次条第4項第1号において同じ。)の予想額の現価に相当する額の増加額 </p>	<p> □ 次の(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額 （当該額が0を下回る場合は、0とする。） (1) 予定利率が1.0%低下したとした場合の定常状態における調整前給付額(DB規則第25条第4号に規定する調整前給付額をいう。)の通常の見積りに基づく予想額の現価に相当する額(次条第5項第1号において「調整前給付現価相当額」という。)の増加額(1.0%低下したとした場合の予定利率がDB規則第43条第2項第1号ただし書の率を下回る場合は、当該率を予定利率とみなして算定したことにより増加する額とする。(2)において同じ。) (2) 予定利率が1.0%低下したとした場合の定常状態におけるリスク分担型企業年金掛金額(DB規則第45条第4項に規定するリスク分担型企業年金掛金額をいう。以下 同様。)の予想額の現価に相当する額の増加額 </p>

該当法令	改正内容	
リスク算定告示 第2条 （赤字が改正部分）	財政悪化リスク相当額の算定方法	
	改正後	改正前
	<p> <u>2 次の各号のいずれかに該当するDBを実施する事業主等は、前項の規定にかかわらず、特別算定方法により、財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。</u> </p> <p> <u>一 計算基準日における積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が20%以上であるDB(リスク分担型企業年金を除く。)</u> </p> <p> <u>二 リスク算定用資産構成割合において、別表の上欄に掲げる資産以外の資産の構成割合が10%以上であるリスク分担型企業年金</u> </p> <p> <u>三 DB法第97条第1項の規定に基づき、年金数理人(同条第2項に規定する年金数理人をいう。第6条において同じ。)からDB法第97条第1項の年金数理に関する業務に係る書類に予定利率以外の基礎率の変動を勘案すべき旨の所見が付されたリスク分担型企業年金</u> </p> <p> <u>3 前項に規定する事業主等以外の事業主等は、第1項の規定にかかわらず、特別算定方法により、財政悪化リスク相当額を算定することができる。</u> </p>	

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
リスク算定告示 第3条 （赤字が改正部分）	特別算定方法の承認	
	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p><u>事業主等は、前条第2項及び第3項の規定により財政悪化リスク相当額を算定しようとするときは、あらかじめ、その算定について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。</u></p> <p><u>一 リスク分担型企業年金でないDBであって、次に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定する場合</u></p> <p><u>イ 計算基準日における積立金の額(積立金の額が通常予測給付額の現価に相当する額を上回る場合は、当該通常予測給付額の現価に相当する額)に別表の上欄に掲げる資産ごとのリスク算定用資産構成割合を乗じて得た額を別表の上欄に掲げる資産の額とみなし、前条第1項第2号イの規定に準じて合理的に算定する方法(リスク算定用資産構成割合で定める積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が20%以上である場合を除く。)</u></p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p><u>次の各号のいずれかに該当するDBを実施する事業主等は、前条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて、自ら定めるところにより、財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。</u></p> <p><u>一 積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が20%以上であるDB(リスク分担型企業年金を除く。)</u></p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
リスク算定告示 第3条 （赤字が改正部分）	特別算定方法の承認	
	改正後	改正前
	<p> <u>ロ 計算基準日以後に積立金、脱退一時金相当額、解約手当金相当額、残余財産若しくは個人別管理資産の移換を受ける場合、積立金若しくは脱退一時金相当額を移換する場合又は実施事業所が増加若しくは減少する場合に、計算基準日における積立金の額に増加又は減少することとなる積立金の額を加算又は減算し、前条第1項第1号又はイの規定に準じて合理的に算定する方法（前条第1項第1号の規定に準じて合理的に算定する場合にあっては同条第2項第1号に該当する場合を、イの規定に準じて合理的に算定する場合にあってはリスク算定用資産構成割合で定める積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が20%以上である場合を除く。）</u> </p> <p> <u>ニ リスク分担型企業年金でないDBであって、財政悪化リスク相当額を、次のイ及びロに掲げる額の合計額とする場合（価格変動リスクを、前条第1項第1号又は前号ロの規定により前条第1項第1号に準じて算定する場合にあっては同条第2項第1号に該当する場合を除き、前号イ又は前号ロの規定により前号イに準じて算定する場合にあってはリスク算定用資産構成割合で定める積立金の資産に占める別表の上欄に掲げる資産以外の資産の割合が20%以上である場合を除く。）</u> </p>	<p> <u>ニ リスク算定用資産構成割合において、別表の上欄に掲げる資産以外の資産の構成割合が10%以上であるリスク分担型企業年金</u> </p>

該当法令	改正内容	
リスク算定告示 第3条 （赤字が改正部分）	特別算定方法の承認	
	改正後	改正前
	<p><u>イ 価格変動リスクとして、前条第1項第1号又は前号の規定により算定した額</u></p> <p><u>ロ 負債変動リスクとして、次の(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額(当該額が0を下回る場合は、0とする。)</u></p> <p><u>(1) 予定利率が1.0%低下したとした場合の計算基準日における通常予測給付額の現価に相当する額の増加額(1.0%低下したとした場合の予定利率がDB規則第43条第2項第1号ただし書の率を下回る場合は、当該率を予定利率とみなして算定したことにより増加する額とする。(2)において同じ。)</u></p> <p><u>(2) 予定利率が1.0%低下したとした場合の計算基準日における掛金の額(DB規則第45条第2項に規定する標準掛金額(DB規則第46条第1項に規定する過去勤務債務の額がある場合にあっては、同項に規定する特別掛金額を含むことができる。))の予想額の現価に相当する額の増加額</u></p>	<p><u>三 DB法第97条第1項の規定に基づき、年金数理人(同条第2項に規定する年金数理人をいう。第6条において同じ。)からDB法第97条第1項の年金数理に関する業務に係る書類に予定利率以外の基礎率の変動を勘案すべき旨の所見が付されたリスク分担型企業年金</u></p>

該当法令	改正内容	
リスク算定告示 第3条 （赤字が改正部分）	特別算定方法の承認	
	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>2 前項 の承認（以下この条 において「特別算定承認」と総称する。）を受けようとする事業主等は、財政悪化リスク相当額の算定方法の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して、特別算定承認の申請をするものとする。</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 （略）</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>2 前項に規定する事業主等以外の事業主等は、前条の規定にかかわらず、厚生労働大臣の承認を受けて、自ら定めるところにより、財政悪化リスク相当額を算定することができる。</p> <p>3 前2項の承認（以下この条及び次条において「特別算定承認」と総称する。）を受けようとする事業主等は、財政悪化リスク相当額の算定方法の概要を記載した申請書を厚生労働大臣に提出して、特別算定承認の申請をするものとする。</p> <p>4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>一 （略）</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
リスク算定告示 第3条 （赤字が改正部分）	特別算定方法の承認	
	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>二 当該算定方法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度（前項の申請書の提出時において前事業年度の決算が行われていない場合にあつては前々事業年度（DB法第3条第1項の規定によりDBを実施しようとする場合若しくは平成25年改正法附則第5条第1項第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前DB法第110条の2第1項の規定により存続厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務をDBの実施事業所に移転する場合又は同法第111条第1項の規定により存続厚生年金基金から規約型企業年金へ移行する場合若しくは同法第112条第1項の規定により存続厚生年金基金から企業年金基金へ移行する場合にあつては、当該DBを実施しようとする日又は規約型企業年金若しくは企業年金基金へ移行する日前1年以内のいずれかの日）において、当該算定方法により財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類</p> <p>三 （略）</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>二 当該算定方法の使用を開始しようとする日の属する事業年度の前事業年度（前項の申請書の提出時において前事業年度の決算が行われていない場合にあつては、前々事業年度</p> <p style="text-align: right;">）において、当該算定方法により財政悪化リスク相当額を予備的に計算した結果を示す書類</p> <p>三 （略）</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
リスク算定告示 第3条 （赤字が改正部分）	特別算定方法の承認	
	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>4 厚生労働大臣は、特別算定承認の申請があった場合において、特別算定方法が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、特別算定承認をするものとする。</p> <p>一 財政悪化リスク相当額を、通常予測給付額の現価に相当する額（リスク分担型企業年金の場合にあっては、調整前給付現価相当額）から掛金の額（DB規則第45条第2項に規定する標準掛金額（DB規則第46条第1項に規定する過去勤務債務の額がある場合にあっては、同項に規定する特別掛金額を含むことができる。）又はリスク分担型企業年金掛金額をいう。）の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額の20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額とするものであること。</p> <p>二 価格変動リスク を考慮するものであり、かつ、負債変動リスク を考慮するよう努めているものであること。ただし、リスク分担型企業年金を実施する場合にあっては、予定利率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮するものであること。</p> <p>三 （略）</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>5 厚生労働大臣は、特別算定承認の申請があった場合において、その申請に係る算定方法が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、特別算定承認をするものとする。</p> <p>一 財政悪化リスク相当額を、通常予測給付額の現価に相当する額（リスク分担型企業年金の場合にあっては、調整前給付現価相当額）から掛金の額（DB規則第45条第2項に規定する標準掛金額とDB規則第46条第1項に規定する特別掛金額を合算した額又はリスク分担型企業年金掛金額をいう。）の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額の20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額とするものであること。</p> <p>二 資産の価格変動により積立金の額が低下する危険を考慮するものであり、かつ、基礎率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮するよう努めているものであること。ただし、リスク分担型企業年金を実施する場合にあっては、予定利率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険を考慮するものであること。</p> <p>三 （略）</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
リスク算定告示 第4条 （赤字が改正部分）	特別算定方法の変更の承認	
	<p style="text-align: center;">改正後</p> 事業主等は、 特別算定方法 を変更するときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 ただし、前条第1項ただし書の規定に該当する場合は、この限りでない。 2 前条 第2項 から 第4項 までの規定は、前項の変更の承認について準用する。	<p style="text-align: center;">改正前</p> 事業主等は、 特別算定承認に係る算定方法（以下「特別算定方法」という。） を変更するときは、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。 2 前条 第3項 から 第5項 までの規定は、前項の変更の承認について準用する。
第7条 （赤字が改正部分）	簡易な基準に基づくDBにおける財政悪化リスク相当額	
	<p style="text-align: center;">改正後</p> 第2条の規定にかかわらず、DB規則第65条に規定する簡易な基準に基づくDBにおける財政悪化リスク相当額は0とする。	<p style="text-align: center;">改正前</p> 第2条 及び第3条 の規定にかかわらず、DB規則第65条に規定する簡易な基準に基づくDBにおける財政悪化リスク相当額は0とする。
（適用時期）	令和元年12月27日 ただし、この告示による改正後のリスク算定告示第3条及び第4条の規定は、この告示の日以後に行われる同令(※)第3条第2項に規定する申請(同令第4条第2項において準用する場合を含む。)から適用することとし、この告示の日前に行われたこの告示による改正前のリスク算定告示第3条第3項に規定する申請(同令第4条第2項において準用する場合を含む。)に係る同令第3条及び第4条の規定の適用については、なお従前の例による。 (※)同告示(改正後のリスク算定告示)を意味します	

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
承認認可通知 1 (赤字が改正部分)	<p>DBの実施事業所及び企業年金基金への指導等</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>DBの規約の承認及び認可の基準を別紙1のとおり定めたので、(中略)、十分な説明及び適正な指導等を期せられたい。 なお、(中略)、承認又は認可に係る事務を行うよう十分に留意されたい。 <u>また、DB規則第46条の2第1項に規定するリスク対応掛金額等の計算に用いるDB規則第43条第1項に規定する財政悪化リスク相当額は、リスク算定告示第2条に基づき算定されるものであるが、そのうちリスク算定告示第2条第2項及び第3項に基づくものについて、別紙1の2の事項に留意されたい。</u></p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>DBの規約の承認及び認可の基準を別紙1のとおり定めたので、(中略)、十分な説明及び適正な指導等を期せられたい。 なお、(中略)、承認又は認可に係る事務を行うよう十分に留意されたい。</p>
別紙1 3-3	<p>掛金の拠出に関する事項の審査要領</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>・特別掛金は、(中略)、同条第3号の場合、その償却割合が15%以上50%以内となっていること。 <u>・リスク対応掛金を拠出する又は拠出している場合であって、財政悪化リスク相当額を特別算定方法により算定しているときは、年金数理人が特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不適當である旨の所見を付していないこと。</u></p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>・特別掛金は、(中略)、同条第3号の場合、その償却割合が15%以上50%以内となっていること。</p>

(注)関係通知(その1)

通知「DB規則第43条第1項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第211号)の適用に伴う『DBの規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」(令和元年12月27日年企発1227第1号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200106T0040.pdf>

該当法令	改正内容
承認認可通知別紙1の2（新設）	<p>特別算定方法に係る留意事項（新設）</p> <p>(1) リスク算定告示第2条第2項又は第3項の規定に基づく特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定する場合には、リスク算定告示第3条第1項の規定に基づく厚生労働大臣の承認（以下「特別算定方法の承認」という。）を受ける必要があること。</p> <p>ただし、リスク分担型企業年金以外のDBの事業主等がリスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定する場合には、特別算定方法の承認は不要であるが、その算定方法（以下「承認不要な特別算定方法」という。）も特別算定方法であることからリスク算定告示第3条第4項の要件を満たす必要があること。</p> <p>(2) 特別算定方法の承認の審査に当たっては、リスク算定告示第3条第4項各号の要件について、次に掲げる事項を満たすものであるか確認する必要があること。</p> <p>① 通常予測給付額の現価に相当する額（リスク分担型企業年金の場合にあつては、調整前給付現価相当額）から掛金の額の予想額の現価に相当する額と積立金の額を合算した額を控除した額の20年に1回の頻度で発生すると予想される最大額を算定するものであること。（リスク算定告示第3条第4項第1号要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該最大額の算定方法について、合理性を示す根拠が付されていること。 <p>② リスク算定告示第1条第15号に規定する価格変動リスクを考慮するものであり、リスク算定告示第1条第16号に規定する負債変動リスクについて、以下の条件を満たすものであること。（リスク算定告示第3条第4項第2号要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク分担型企業年金にあつては、少なくとも予定利率と実績とが乖離することに伴い発生しうる危険（以下「予定利率低下リスク」という。）が考慮されていること。なお、当該危険をリスク算定告示第2条第1項第2号ロに定める方法により算定することは妨げられないこと。 ・予定利率低下リスクを考慮する場合における予定利率の低下幅は1%（下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅）を基本とし、それ以外を用いる場合には合理的な理由が付されていること。 <p>③ 信頼できるデータ、情報及び手法として以下の条件を満たすものであること。（リスク算定告示第3条第4項第3号要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度データなどの短期的な情報に基づくものではなく、原則20年程度以上の十分な期間にわたる数値を用いることを基本とし、それよりも短い期間のデータを用いる場合には合理的な理由が付されていること。 ・過去の実績データの利用を原則とし、実績データ以外の情報を用いる場合には合理的な理由及び当該データの信頼性を確認できる根拠が示されていること。

該当法令	改正内容
承認認可通知別紙1の2（新設）	<p>特別算定方法に係る留意事項（新設）</p> <p>(3) 承認不要な特別算定方法としてリスク算定告示第3条第1項第1号イに掲げる算定方法は、価格変動リスクを計算基準日時点の積立金の資産構成割合ではなく、政策的資産構成割合に基づき算定する方法であり、この算定方法に用いる政策的資産構成割合は、基本的には財政悪化リスク相当額を算定する時点で有効な政策的資産構成割合とすること。 ただし、例えば、政策的資産構成割合の見直しを予定している場合にあっては、DBの事情を踏まえ、見直し後の政策的資産構成割合を用いることも可能であること。 なお、政策的資産構成割合のその他の資産が2割以上である場合には、リスク算定告示第2条第2項の規定に基づく特別算定方法として、特別算定方法の承認が必要であること。</p> <p>(4) 承認不要な特別算定方法としてリスク算定告示第3条第1項第1条ロに掲げる算定方法は、運用環境の変化により資産の価格が変動する以外の理由により積立金の額に増減が生じる場合にその積立金の増減を勘案して財政悪化リスク相当額を算定するものであること。 ここで、同号ロに掲げる算定方法には、積立金の増減を見込まずにリスク算定告示第2条第1項第1号又は第3条第1項第1号イの規定に基づき算定された財政悪化リスク相当額に対して、増減前後の積立金の比率を乗じることにより財政悪化リスク相当額を算定する方法を含むこととし、運用環境の変化により資産の価格が変動する以外の理由により積立金の額に増減が生じる場合とは、以下の場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①DB法第74条の規定により規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合する場合 ②DB法第75条の規定により規約型企業年金を分割する場合 ③DB法第76条の規定により企業年金基金を他の企業年金基金と合併する場合 ④DB法第77条の規定により企業年金基金を分割する場合 ⑤DB法第78条の規定により事業主等が実施事業所を増加又は減少させる場合 ⑥DB法第79条の規定により実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の他のDBへの移転を行う場合又は他のDBから承継する場合 ⑦公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）第2条の規定による改正前のDB法（以下「改正前DB法」という。）第110条の2の規定により存続厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務をDBが承継する場合 ⑧DB法第80条第1項又は第81条第1項の規定により規約型企業年金又は企業年金基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を当該規約型企業年金又は企業年金基金が実施する事業主が設立した企業年金基金又は規約型企業年金に移転する場合

該当法令	改正内容
承認認可通知別紙1の2（新設）	<p>特別算定方法に係る留意事項（新設）</p> <p>⑨DB法第80条第2項又は第81条第2項の規定により規約型企業年金が実施する事業主又は企業年金基金の実施事業所の事業主が設立した企業年金基金が規約型企業年金又は企業年金基金の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する場合</p> <p>⑩DB法第81条の2第1項若しくは第3項又は改正前DB法第115条の2第1項若しくは同法第115条の3第3項の規定により脱退一時金相当額を他のDBへ移換する場合若しくは他のDBから移換を受ける場合又は存続厚生年金基金へ移換する場合若しくは存続厚生年金基金から移換を受ける場合</p> <p>⑪DB法第82条の2第1項の規定により積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換する場合</p> <p>⑫DB法第82条の3の規定により脱退一時金相当額を企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会へ移換する場合</p> <p>⑬DB法第82条の4の規定により積立金の一部を独立行政法人勤労者退職金共済機構へ移換する場合</p> <p>⑭DB法第82条の5の規定により企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会から個人別管理資産の移換を受ける場合又は独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡し若しくは移換を受ける場合</p> <p>⑮DB法第91条の19第2項又は平成25年改正法附則第46条第2項の規定による中途脱退者に係る脱退一時金相当額を企業年金連合会又は存続連合会へ移換する場合</p> <p>⑯平成25年改正法附則第35条第1項の規定による存続厚生年金基金から残余財産の移換を受ける場合 なお、積立金の増減を勘案した後の積立金のその他の資産が積立金に占める割合が2割以上である場合には、リスク算定告示第2条第2項の規定に基づく特別算定方法として、特別算定方法の承認が必要であること。</p> <p>(5)承認不要な特別算定方法としてリスク算定告示第3条第1項第2号に掲げる算定方法は、負債変動リスクを予定利率が1%（下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅）低下した場合の数理債務（過去勤務債務がある場合は、数理債務から特別掛金収入現価を控除することができる）の増加額として算定し、価格変動リスクに当該増加額を加算するものであること。</p>

該当法令	改正内容
承認認可通知 別紙1の2 (新設)	<p>特別算定方法に係る留意事項(新設)</p> <p>(6)リスク算定告示第4条第1項の規定により現在使用している特別算定方法の内容を変更する場合には、厚生労働大臣の承認(以下「特別算定方法の変更承認」という。)が必要であること。 ただし、その変更された特別算定方法の内容がリスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定するものである場合には、特別算定方法の変更承認は不要であること。 なお、特別算定方法(承認不要な特別算定方法を含む。以下同じ。)を使用している場合であって、財政悪化リスク相当額の算定方法をリスク算定告示第2条第1項に規定する方法(以下「標準算定方法」という。)に変更するときには、あらかじめ特別算定方法に係る承認申請書類(承認不要な特別算定方法の場合は、当該特別算定方法に基づき初めて提出する掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書)において当該特別算定方法を使用する期間を限る旨及びその理由を記載している場合を除き、リスク算定告示第5条の規定に基づき特別算定方法の使用を中止する旨及びその理由を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>(7)リスク算定告示第6条の規定により、年金数理人から現在使用している特別算定方法の内容又は特別算定方法を使用することが不相当である旨の所見を付された場合には、当該所見の内容に応じて速やかに、事業主等は、特別算定方法の内容が適当となるよう変更する又は特別算定方法の使用を中止すること。 例えば、年金数理人が次回の財政再計算までに特別算定方法の内容を変更する必要がある旨の所見を付したのであれば、事業主等は、当該財政再計算までに特別算定方法の内容が適当となるよう変更する又は特別算定方法の使用を中止する必要があること。</p>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
承認認可通知 様式C3-ウ 様式C4-ウ (赤字が改正部分)	C3-ウ: 掛金計算基礎(掛金の計算の基礎を示した書類) C4-ウ: 掛金計算基礎(財政再計算報告書)	
	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>3. 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金でないDB(<u>標準算定方法</u>))</p> <p>3. 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金(<u>標準算定方法</u>))</p> <p>3. <u>財政悪化リスク相当額の算定方法の概要及び</u>財政悪化リスク相当額算定表(特別算定方法)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1) <u>財政悪化リスク相当額の算定方法の概要</u> (自由様式)</p> <p>(2) <u>財政悪化リスク相当額算定表</u> (自由様式)</p> </div>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>3. 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金でないDB(<u>特別算定方法以外</u>))</p> <p>3. 財政悪化リスク相当額算定表(リスク分担型企業年金(<u>特別算定方法以外</u>))</p> <p>3. 財政悪化リスク相当額算定表(特別算定方法)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>(自由様式)</p> </div>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
<p>承認認可通知 様式C3-ウ 様式C4-ウ (赤字が改正部分)</p> <p>(※1)【 】内は様式 C4-ウの場合のみ記 載</p>	<p>C3-ウ: 掛金計算基礎(掛金の計算の基礎を示した書類) C4-ウ: 掛金計算基礎(財政再計算報告書)</p>	
	<p style="text-align: center;">改正後</p> <p><u>(注)1. (1)財政悪化リスク相当額の算定方法の概要は、特別算定方法の承認申請時の「財政悪化リスク相当額の算定方法の概要」を添付することでも差し支えないこと。なお、リスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合には、その算定方法の概要を示すこと。</u></p> <p><u>2. (2)財政悪化リスク相当額算定表は、財政悪化リスク相当額の計算過程が分かるものであること。</u></p> <p><u>3. リスク算定告示第3条第1項の特別算定方法の承認【若しくはリスク算定告示第4条第1項の特別算定方法の変更承認】(※1)の申請を併行して行っている場合であって審査中のとき又はリスク算定告示第3条第1項各号に掲げる算定方法により財政悪化リスク相当額を算定している場合には、その旨を明らかにすること。</u></p>	<p style="text-align: center;">改正前</p>
<p>(適用時期)</p>	<p>リスク算定告示の適用日から適用する。</p> <p>ただし、令和2年3月31日以前に行われる承認(※2)、認可(※3)の申請又はDB規則第51条の規定によるDB法第100条第1項の事業及び決算に関する報告書の提出については、本通知による改正前の承認認可通知によることができるものとする。</p> <p>(※2)DB法第3条第1項第1号、DB法第6条第1項、DB法第74条第1項、DB法第75条第1項、DB法第79条第1項及び第2項、DB法第80条第1項、DB法第81条第2項、改正前DB法第111条第2項の承認</p> <p>(※3)DB法第3条第1項第2号、DB法第16条第1項、DB法第76条第1項、DB法第77条第1項、DB法第79条第1項及び第2項、DB法第80条第2項、DB法第81条第1項、改正前DB法110条の2第3項、改正前DB法第112条第1項の認可</p>	

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容					
<p>通知「DBの財政計算等に係る特例的扱いについて」（平成20年9月11日年発第0911001号）（以下「特例通知」といいます。）第3の2（赤字が改正部分）</p>	<p>リスク対応掛金の算定に係る原則的扱い</p> <table border="1" data-bbox="333 268 2026 911"> <thead> <tr> <th data-bbox="333 268 1183 329">改正後</th> <th data-bbox="1187 268 2026 329">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="333 332 1183 911"> <p>(3)実施事業所が増加する場合は、前記(1)又は(2)に定めるところによらず、<u>実施事業所の増加に伴う財政悪化リスク相当額の増加額に基づいて</u></p> <p>、当該事業所のリスク対応掛金を算定することができること。この場合において、<u>財政悪化リスク相当額の算定に係る取扱いはリスク算定告示第3条第1項第1号口に基づくこととし、当該事業所のリスク対応掛金は、当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ拠出方法により算定すること。ただし、予定拠出期間、拠出割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、DB規則第50条に該当していない場合は、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金を算定することができること。</u></p> </td> <td data-bbox="1187 332 2026 911"> <p>(3)実施事業所が増加する場合は、前記(1)又は(2)に定めるところによらず、<u>当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の財政悪化リスク相当額を、実施事業所が増加する前の財政悪化リスク相当額に当該実施事業所の増加に伴い増加することとなる資産額の割合を乗じて算定することによりリスク対応額を設定し、</u>当該事業所のリスク対応掛金を算定することができること。この場合において、</p> <p>当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ拠出方法により算定すること。ただし、予定拠出期間、拠出割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、DB規則第50条に該当していない場合は、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金を算定することができること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	<p>(3)実施事業所が増加する場合は、前記(1)又は(2)に定めるところによらず、<u>実施事業所の増加に伴う財政悪化リスク相当額の増加額に基づいて</u></p> <p>、当該事業所のリスク対応掛金を算定することができること。この場合において、<u>財政悪化リスク相当額の算定に係る取扱いはリスク算定告示第3条第1項第1号口に基づくこととし、当該事業所のリスク対応掛金は、当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ拠出方法により算定すること。ただし、予定拠出期間、拠出割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、DB規則第50条に該当していない場合は、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金を算定することができること。</u></p>	<p>(3)実施事業所が増加する場合は、前記(1)又は(2)に定めるところによらず、<u>当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の財政悪化リスク相当額を、実施事業所が増加する前の財政悪化リスク相当額に当該実施事業所の増加に伴い増加することとなる資産額の割合を乗じて算定することによりリスク対応額を設定し、</u>当該事業所のリスク対応掛金を算定することができること。この場合において、</p> <p>当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ拠出方法により算定すること。ただし、予定拠出期間、拠出割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、DB規則第50条に該当していない場合は、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金を算定することができること。</p>
改正後	改正前					
<p>(3)実施事業所が増加する場合は、前記(1)又は(2)に定めるところによらず、<u>実施事業所の増加に伴う財政悪化リスク相当額の増加額に基づいて</u></p> <p>、当該事業所のリスク対応掛金を算定することができること。この場合において、<u>財政悪化リスク相当額の算定に係る取扱いはリスク算定告示第3条第1項第1号口に基づくこととし、当該事業所のリスク対応掛金は、当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ拠出方法により算定すること。ただし、予定拠出期間、拠出割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、DB規則第50条に該当していない場合は、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金を算定することができること。</u></p>	<p>(3)実施事業所が増加する場合は、前記(1)又は(2)に定めるところによらず、<u>当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の財政悪化リスク相当額を、実施事業所が増加する前の財政悪化リスク相当額に当該実施事業所の増加に伴い増加することとなる資産額の割合を乗じて算定することによりリスク対応額を設定し、</u>当該事業所のリスク対応掛金を算定することができること。この場合において、</p> <p>当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ拠出方法により算定すること。ただし、予定拠出期間、拠出割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、DB規則第50条に該当していない場合は、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金を算定することができること。</p>					
<p>(適用時期)</p>	<p>リスク算定告示の適用日から適用する。</p> <p>ただし、令和2年3月31日以前に行われる承認(※1)、認可(※2)の申請又はDB規則第51条の規定によるDB法第100条第1項の事業及び決算に関する報告書の提出については、本通知による改正前の特例通知によることができるものとする。</p> <p>(※1)DB法第3条第1項第1号、DB法第6条第1項、DB法第74条第1項、DB法第79条第2項、DB法第81条第2項、改正前DB法第111条第2項の承認</p> <p>(※2)DB法第3条第1項第2号、DB法第16条第1項、DB法第76条第1項、DB法第79条第2項、DB法第80条第2項、改正前DB法第112条第1項の認可</p>					

(注)関係通知(その2)
次ページに記載

(注)関係通知(その2)

通知「DB規則第43条第1項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第211号)の適用に伴う『DBの財政計算等に係る特例的扱いについて』の一部改正について」(令和元年12月27日年発1227第3号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T200106T0050.pdf>

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 総合法人業務部 団体年金コンサルティング室

TEL : 03 - 3283 - 9094